

新規申請の方へ

小児慢性特定疾病医療費助成制度 申請の手引き

<相談・申請に関するお問合せ先>

保健所名等	所在地・受付時間 <月～金(祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15>	電話番号
徳島保健所	〒770-0855 徳島市新蔵町3丁目80	088-602-8906
鳴門総合サービスセンター	〒772-0017 鳴門市撫養町立岩七枚128	088-685-3141
小松島県民サービスセンター	〒773-0004 小松島市堀川町1丁目27	0885-32-2135
吉野川保健所	〒776-0010 吉野川市鴨島町鴨島106-2	0883-36-9019
阿南保健所	〒774-0011 阿南市領家町野神319	0884-28-9874
美波保健所	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	0884-74-7373
美馬保健所	〒777-0005 美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-52-1016
三好保健所	〒778-0002 三好市池田町マチ2542-4	0883-72-1123

徳島県



お住まいの市町村を管轄する
保健所については
こちらでご確認ください。

<審査に関するお問合せ先>
徳島県保健福祉部健康寿命推進課
電話番号：088-621-2220

小児慢性特定疾病の医療費助成制度とは

目的

児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。

内容

- ①疾患の治療方法の確立と普及
- ②医療費の自己負担分の一部を助成



対象

- (1)から(3)を全て満たす方
- (1)住民票上の現住所が徳島県内にある方
 - (2)小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働省が定める疾病の程度(認定基準)を満たしている方
 - (3)18歳未満の児童等である方(18歳到達時点で本事業の承認を受けており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳を迎える誕生日の前日まで延長可能)

※ご自身の疾病名が、指定難病及び小児慢性特定疾病の両方の対象になっている場合があります。申請の際には、申請する受給者証の種類にお間違いないようお気を付けください。

対象疾病の確認方法

疾病ごとに認定基準があります。対象の可否については主治医に御相談ください。対象疾病及びそれぞれの認定基準は、「小児慢性特定疾病情報センター」ホームページを御覧ください。

小児慢性特定疾病情報センター

検索

医療費助成の範囲

対象となるもの

指定医療機関における認定疾病に対する保険診療による医療費

- 公的医療保険の適用となる
入院・通院・薬代
訪問看護 訪問リハ 等
- 入院時食事療養費の標準負担分の2分の1

対象でないもの

- 受給者証に記載された病名以外の病気・怪我による医療費
- 指定医療機関以外における医療費
- 医療保険適用外の費用
・保険適用されない治療や調剤
・差額ベッド代
・個室料金 等
- 医療意見書(診断書)の作成費用

指定医療機関の確認方法

徳島県ホームページをご覧ください。QRコードを読み込んで御確認ください。

徳島県 小児慢性 指定医療機関

検索



有効期間

- ・原則、申請書類を提出した日から直近の9月30日までです。
- ・引き続き助成を受ける方は、更新申請が必要です。
- ・令和5年10月から、原則1か月以内、やむを得ない理由※があるときは最長3か月まで、支給認定の開始日を遡ることができるようになりました。
- ※医療意見書の受領に時間を要した、診断後すぐに入院することになった、大規模災害に被災した 等

助成内容

1 医療費自己負担分の補助

負担割合の軽減

窓口での自己負担が3割負担の方は2割に軽減
(申請以前より1割・2割の方は引き続き1割・2割のまま)

自己負担上限月額の設定

所得課税状況により、負担する上限月額が決定(下表参照)

自己負担上限月額表

階層区分 (階層区分の基準)		申請種類	自己負担の上限<月額> (患者負担割合:2割)		
			一般申請	重症認定 ^{※3}	呼吸器装着 ^{※4}
生活保護・血友病等患者 (所得課税状況に関係なし)			0円		
市町村民税 非課税世帯 ^{※1}	低所得Ⅰ ^{※2} 収入が80万9千円未満		1,250円		500円
	低所得Ⅱ ^{※2} 収入が80万円9千円以上		2,500円		
一般所得Ⅰ 市町村民税課税以上～課税額が7.1万円未満 (参考所得:約200万円～約430万円)			5,000円	2,500円	
一般所得Ⅱ 市町村民税課税額7.1円以上～25.1万円未満 (参考所得:約430万円～約850万円)			10,000円	5,000円	
上位所得 市町村民税課税額25.1万円以上 (参考所得:約850万円～)			15,000円	10,000円	
入院中の食費			自己負担が1/2 (生活保護・血友病等患者は0円)		

※1 児童が①被用者保険の被保険者かつ非課税 もしくは ②世帯の中で児童以外に同一の健康保険証を持たない場合、収入額の判断は申請者(保護者)の収入状況により判断します。

※2 令和8年7月からは、低所得Ⅰ・Ⅱの所得区分の基準が「80万9千円」から「82万6500円以下」に見直される予定です。

※3、※4 次ページ参照

2 日常生活用具給付

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として、日常生活に必要な用具を給付しています。

➡ 詳細はお住まいの市町村・児童福祉担当窓口までお問合せください。



一般申請以外の申請の種類

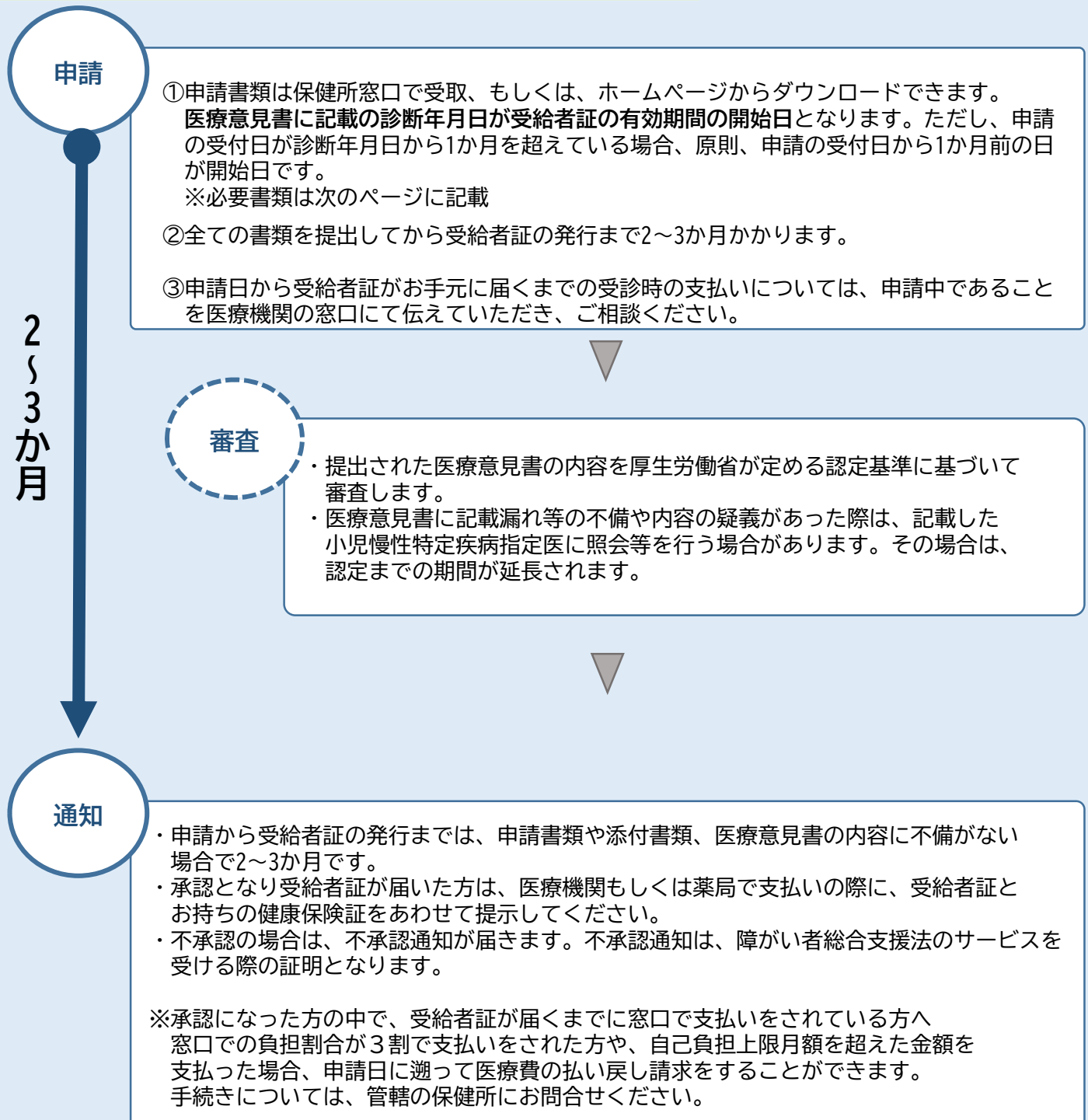
重症認定 ※2

症状が重症であり、規定の内容を満たしていれば、所得によっては上限月額が減額になる可能性があります。
該当の有無については主治医に御相談ください。

呼吸器装着 体外式補助人工心臓装着 ※3

常時、人工呼吸器を装着もしくは体外式補助人工心臓を装着し、離脱の見込みがない児童は所得課税状況に関係なく、上限月額が500円になります。
※別途、指定医の診断書が必要

申請から認定（受給者証発行）までの流れ



申請に必要なもの

- ① 小児慢性特定医療費支給認定/登録者証申請書（保護者が記入）
- ② 小児慢性特定疾病医療意見書（指定医が記入） ※記載年月日から6か月以内のもの

⇒①は保健所で配布もしくは徳島県のホームページからダウンロード可能。
②は小児慢性特定疾病情報センターのホームページからダウンロード可能

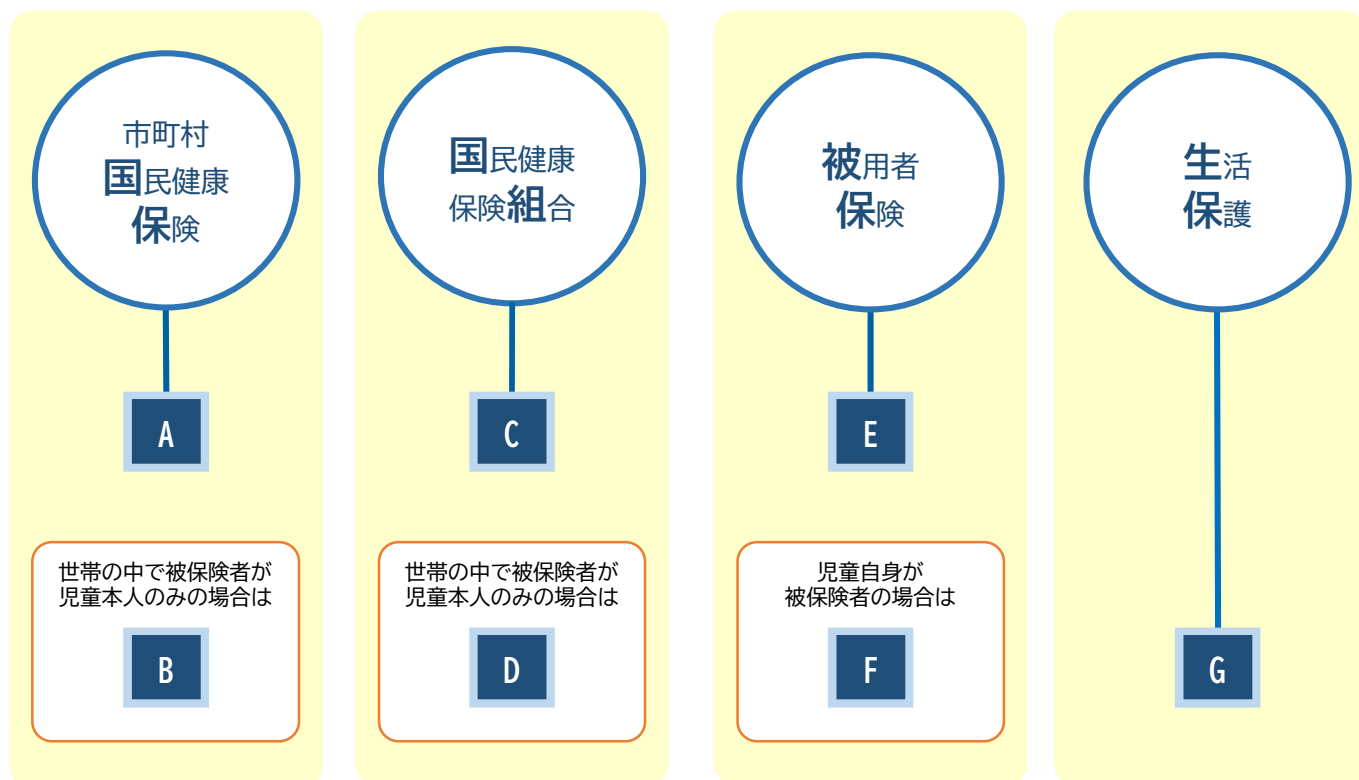
- ③ マイナンバーカードの写しまたはマイナンバー入りの住民票
※ 令和2年5月25日以降に氏名・住所等の記載事項に変更がある方は、通知カードは使用できません。
個人番号通知書は使用できません
- ④ 医療保険の加入状況が確認できる書類（A4サイズ用の紙にコピー）
※マイナ保険証の方は、マイナンバーカードをお持ちください。
なお、マイナンバー連携により資格情報が確認できない場合もございますので、
下記のいずれかの書類もお持ちください。
 - ・「資格確認書（有効期限内のもの）」または「資格情報のお知らせ」の写し
 - ・マイナポータル上の保険資格情報ページを印刷したもの
 - ・発行済みの紙の健康保険証の写し（有効なものに限る）

⇒③・④は保険証の種類によって用意していただく家族の範囲が変わります。詳細は次のページへ。

- ⑤ 該当者のみ必要となる書類（次の表中で該当の有無を必ず御確認ください）

	該当する方	必要書類
<input type="checkbox"/>	国家公務員共済組合および地方公務員共済組合に加入しており、市町村民税世帯非課税に該当する方	同意書（保健所窓口で配布もしくは県のホームページからダウンロード可能）および所得課税証明書
<input type="checkbox"/>	被用者保険（健康保険組合、協会けんぽ等）に加入しており、市町村民税世帯非課税に該当する方	所得課税証明書
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯の方	生活保護受給証明書類
<input type="checkbox"/>	市町村民税非課税に該当する方で、障害年金・遺族年金・特別児童扶養手当等の収入がある場合	金額が確認できるもの（年金証書、給付決定通知書等の写し）
<input type="checkbox"/>	常時、人工呼吸器もしくは体外式補助人工心臓を使用しており、離脱の見込みがない方	人工呼吸器等装着者申請書（保健所窓口で配布もしくは徳島県のホームページからダウンロード可能）
<input type="checkbox"/>	世帯内（同じ医療保険に加入）に他に特定医療費または小児慢性特定疾病医療費の受給者がいる方	受給者証の写し
<input type="checkbox"/>	重症認定申請をされる方	重症認定申告書（保健所窓口で配布もしくは徳島県のホームページからダウンロード可能）
<input type="checkbox"/>	代理人による申請をされる方（保護者および代行提出のみの場合は除く）	委任状（保健所窓口で配布もしくは県のホームページからダウンロード可能）および「代理人の本人確認ができる書類」

必要な保険証とマイナンバー



※世帯：住民票上の同一世帯



- ※4 マイナンバーカードを取得していない方へ
令和2年5月25日以降に氏名・住所等の記載事項に変更がある場合、通知カードは使用できないため、マイナンバー入りの住民票が必要となります。
氏名・住所等に変更がない場合は、通知カード及び身元確認書類の提出でもかまいません。
個人番号通知書は使用できません。

	マイナンバーカード もしくは マイナンバー入り住民票	医療保険の加入状況が確認できる書類
A	世帯で同じ国民健康保険に加入している方全員分	世帯で同じ国民健康保険に加入している方全員分
B	児童と申請保護者分	児童と申請保護者分
C	世帯で同じ国民健康保険組合加入している方全員分	世帯で同じ国民健康保険組合加入している方全員分
D	児童と申請保護者分	児童と申請保護者分
E	児童と被保険者分	児童と被保険者分
F	児童と申請保護者分	児童と申請保護者分
G	児童と申請保護者分	保険に加入している方全員分

? よくある質問 ?

Q1. 対象は何歳まで？

新規申請の受付は、18歳の誕生日前日までです。
18歳以降も治療が必要と医師が判断した場合は、20歳の誕生日前日まで対象となります。

Q2. 18歳を過ぎると医療費助成はないの？

特定疾病（指定難病）助成制度に移行できる疾患もあります。難病情報センターのホームページで御確認ください。申請方法は保健所まで御相談ください。
また、移行がない疾患の医療費については、高額療養費制度や医療費控除等の医療費助成制度が利用できます。詳細はお住まいの市町村にお問合せください。

Q3. 子どもはぐくみ医療費助成制度のほうが自己負担が少ないです。 小児慢性特定医療費医療受給者証を申請するメリットってなに？

- ①入院中の食費の自己負担額が1/2になります（市町村によっては、子どもはぐくみ医療費助成制度で、入院中の食事療養費が助成対象になっている場合もあります）。
- ②県外の指定医療機関でも使用できます。
- ③市町村によっては、日常生活用具給付事業を利用できる場合があります。（詳しくは市町村にお問い合わせください）。
- ④申請することで、疾病に関する治療・研究や施策に生かされています。（同意がない方は使用しません）。

Q4. 子どもはぐくみ医療費助成制度と併用できる？

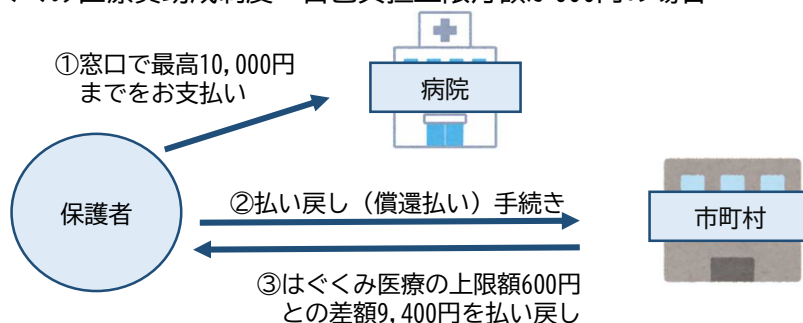
小児慢性特定医療費医療受給者証を申請した場合は、**小児慢性特定医療費医療受給者証を優先**して御使用ください。

子どもはぐくみ医療費助成制度との差額は、後日、市町村窓口で償還払いの手続きをしていただくと払い戻しされます。

※払い戻し（償還払い）の手続きの詳細は、市町村窓口にお問合せください。

例

小児慢性特定医療費医療受給者証 自己負担上限月額が10,000円
子どもはぐくみ医療費助成制度 自己負担上限月額が600円の場合



Q5. 重度心身障害者等受給者証と併用できる？

Q4の子どもはぐくみ医療費助成制度と同じです。小児慢性特定医療費医療受給者証を使用後、市町村窓口で償還払いの手続きをしてください。



Q6. 全国健康保険協会に加入しています。非課税世帯のため、入院時の食費が既に1回230円に減額されています。小児慢性特定医療費医療受給者証を申請すると食費はどうなる？

小児慢性特定医療費医療受給者証は入院中の食費の自己負担が1/2になる制度です。そのため、今回の例では115円/食になります。